

# (韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

## 【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

## 第 11 章 告発及び通告処分

### 第 1 節 告発

第 101 条(告発)①出入国事犯に関する事件は、事務所長・出張所長又は外国人保護所長の告発がない限り公訴を提起することができない。

②出入国管理公務員以外の捜査機関が前項の本文に該当する事件を立件したときは、遅滞なく管轄事務所長・出張所長又は外国人保護所長に引き継がなければならない。

### 第 2 節 通告処分

第 102 条(通告処分)①事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、出入国事犯に対する調査の結果、犯罪の確証を得たときは、その理由を明示した書面により罰金に相当する金額(以下"犯則金"という)を指定した場所に納付することを通告することができる。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、前項の規定による通告処分を受けた者が、犯則金を臨時納付しようとする場合は、これを臨時納付させることができる。

③事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、調査の結果その事件内容が、禁錮以上の刑に該当すると認められるときは、直ちに告発しなければならない。

④第 47 条から第 50 条の規定は、出入国事犯に対する調査の場合にこれを準用する。この場合、容疑者尋問調書は、刑事訴訟法第 244 条の規定による被疑者尋問調書とみなす。

第 103 条(犯則金の量定基準等)①第 102 条第 1 項の規定による犯則金の量定基準は、法務部令で定める。

②法務部長官は、出入国事犯の年齢と環境、法違反の動機と結果、犯則金負担能力その他情状を参酌して第102条第1項の規定による通告処分を免除することができる。

第104条(通告処分の告知方法) 通告処分の告知は、通告書送達の方法による。

第105条(通告処分の不履行及び告発)①出入国事犯が通告書の送達を受けたときは、10日以内に犯則金を納付しなければならない。

②事務所長・出張所長又は外国人保護所長は、出入国事犯が前項の規定による期間内に犯則金を納付しないときは、告発しなければならない。但し、告発する前に納付したときは、この限りでない。

③出入国事犯に対して強制退去命令書を発付したときは、第2項本文の規定にかかわらず告発しない。

第106条(一事不再理) 出入国事犯が通告したとおり犯則金を納付したときは、同じ事件に対し再び処罰を受けない。

附則

第1条(施行日)この法律は、1993年4月1日から施行する。

以下省略

付則 [第9142号,2008.12.19]

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。